

### 第3回港区区政会議 福祉部会 議事録

1 日 時 平成28年1月25日(水)午後7時00分～午後8時30分

2 場 所 港区役所 5階502・503会議室

3 出席者 (委員)

上田委員、近江委員、坂本委員、武智委員、土田委員、丹田委員  
西澤委員、原田委員、藤本委員、発坂委員、松尾委員、山本委員  
吉田委員

(50音順)

(区内関係機関)

砂田港区社会福祉協議会事務局長

(港区役所)

田端区長、馬場副区長、川上総合政策担当課長  
植村保健福祉課長、神崎子育て支援担当課長  
北野生活支援担当課長、禿保健福祉課長代理  
柏木生活支援担当課長代理

4 議 題

- (1) 港区将来ビジョン及び港区地域福祉計画の改定方針について
- (2) 平成28年度港区運営方針(案)の作成について
- (3) その他

5 閉 会

**禿保健福祉課長代理** 皆さん、こんばんは。本日はお忙しいところ、また夜分にもかかわりませず、港区区政会議福祉部会へのご参加、まことにありがとうございます。

では、定刻となりましたので、ただいまより港区区政会議福祉部会を始めさせていただきますと思います。私、本日司会を務めさせていただきます港区保健福祉課課長代理の禿と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初に田端区長から一言ご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

**田端港区長** 皆さん、こんばんは。区長の田端です。

本日は区政会議の福祉部会ということで、本当に厳しい寒波の中、また平日の夜、この時間に区役所までお出ましいただきまして、本当にありがとうございます。また恐縮ですが、27日の水曜日は引き続き全体会議ということで、重ねてご負担かけますけれども、よろしくお願いいたします。

本日の主な議題でございますけれども、ご案内のとおり、港区、この間、区役所が市政の中心になる、まちづくりを担っていくという新しい市政運営を進めているんですけれども、平成25年3月に策定いたしました5年ぐらい先を見据えた港区の将来ビジョンというのがこのちょうど3月末に一定の期限が参ります。次期将来ビジョンを策定する必要があるということで、これについてのご意見をお伺いしたいというのが中心になってまいります。

福祉につきましては、行政責任を果たしていくというのはもちろんでございますけれども、福祉の状況はいろんな課題が複合化している、虐待とかそういう複合化している課題が生じているということと、また介護保険法の改正などに対応する地域の体制をつくっていかねばいけないというようなことで、行政はもとより地域の皆さんとの連携、また医師会、薬剤師会、歯科医師会さんで連携、また社協さんとの連携、いろんな関係者が地域と連携して取り組んでいく必要が生じてきております。ここは港区のコミュニティの強さとか結びつきの強さ、そういう強みを生かしながら、課題が多いんですけれども、ぜひそういう連携の中で取り組んで克服していきたいと思っています。

幸いなことに、平成33年をめぐりに、区画整理記念の交流会館ということで、新しい、子どもからお年寄りまで交流する、そういうコミュニティをより活性化していく施設、また隣に大阪みなと中央病院に来ていただいて医療連携を強化していく、特に在宅医療・介護連携を後押ししていただく、そういうハード的な拠点も視野に入っておりますので、そういうことも踏まえながらしっかりと港区で地域福祉の推進を皆さんとの連携のもとで、またご意見をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議を有意義な会議としていただきますことをお願い申し上げまして、開会に当たってのご挨拶といたします。本日はどうもありがとうございます。

**禿保健福祉課長代理** ありがとうございます。

続きまして、現在の部会の開催状況をご報告させていただきたいと思います。委員の出席状況でございますが、委員の定数18名のところ、ただいま10名のご出席を頂戴しております。本日の会議は有効に成立をしております。

そして、本日の会議は公開ということになっておりますので、後日、会議録を公表することとなっております。つきましては、本日の会議の内容を録音させていただきますので、ご理解とご協力よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、お配りをいたしております資料の確認をさせていただきますと思います。資料の一覧表というものをお配りさせていただいておりますので、ご参照いただきまして、それらの資料がお手元にないという方がおられましたら、判明された時点で拳手いただきますと、事務局からその都度、足りない書類をお持ちしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

ここからの進行は武智議長にお願いしたいと思います。議長、よろしくお願いいたします。

**武智議長** 皆さん、こんばんは。議長の武智でございます。

委員の皆様方におかれましては、ぜひともこの福祉部会の場で建設的なご意見を述べていただくことといたしまして、他の方のご意見につきましても耳を傾けていただきながら活発な議論をしていただきたいと思います。

それでは議題に入ります。

1の港区将来ビジョン及び港区地域福祉計画の改定方針について、事務局から説明させていただきます。

**川上総合政策担当課長** 皆さん、こんばんは。総合政策担当課長をしております川上です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私から議題の1の中にあります港区の将来ビジョンの改定方針につきましてご説明をさせていただきます。ちょっと座らせていただいて説明させていただきます。

右肩に事前配付資料、事前にお送りさせていただいた資料の - 1の資料をごらんください。

こちらにつきまして、このタイミングでなぜ改定しなければいけないのかというのは、先ほど区長からご説明させていただきましたが、皆さんの区政会議を初めといたしました区民の皆様の意見を踏まえまして3年前に将来ビジョンをつくりまして、この将来ビジョンに基づきまして施策を進めてまいりました。区長からもありましたように、その成果指標として目指したところが27年度末、ことしの3月末にしておるといこともございまして、新たな将来ビジョンを策定する必要が出てきております。

前回つくっております将来ビジョンにつきましては、この中段に書いてあります5つのまちづくりの柱、これに基づきまして取組をしているわけですが、本日この福祉部会につきましては、3つ目に書いてあります「健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」、ここの柱の内容と、その次の「子育て世代が魅力を感じるまちづくり」、ここの中の子育て環境につきまして本日ご説明をさせていただきたいと思います。

28年度以降、来年度以降の将来ビジョンになるわけですが、本日は当日配付資料 - 2というものでご説明させていただくんですが、このビジョンに基づきまして、この間の区役所

の取組でございますとかをご説明させていただいた上で、その取組の成果、もしくは明らかになりました課題、それらを踏まえまして区役所としての改定の視点でございますとか方向性をお示しさせていただきたいと思っております。その上で、皆様から改定をするに当たってのご意見をお聞かせいただいで、その意見を踏まえまして案という形で取りまとめて次回3月の区政会議に改正案という形でお示しをさせていただきたいと思っております。そちらの意見も踏まえまして最終的に案を固めまして、市民の皆様にはパブリックコメントをさせていただいて、6月の区政会議で最終確定という予定で進めていきたいと思っております。

ここからは内容になりますので、それぞれの担当からご説明をさせていただきます。お願いいたします。

**植村保健福祉課長** 保健福祉課長の植村です。よろしくお願いいいたします。座って説明をさせていただきます。

資料につきましては、当日配付資料の - 2 になります。「港区将来ビジョン見直しの視点及び今後の方向性の案」という資料になっております。よろしいでしょうか。

私と神崎とで担当する施策の分につきまして説明をさせていただきます。

まず、資料をごらんいただきますと、福祉部会の関係の「健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」と「子育て世代が魅力を感じるまちづくり」の分につきまして、部会と関係する部分を抜粋した資料をつくっております。「健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」からご説明をさせていただきます。

資料の左端をごらんいただきたいと思うんですけども、主な施策としまして(1)の地域福祉の推進と(2)の区民の健康増進と生活環境の改善、2つを掲げております。地域福祉の推進については から 、健康増進、生活環境については から までの具体的な施策を掲げております。

成果指標につきましては、隣の欄になりますけれども、4つございまして、高齢者・障がい者・子どもが住みやすいまちと感じている区民の割合が55%以上、それから週に2日以上運動している区民の割合が75%、それから、がん検診(胃がん)の受診率が16%以上、それから特定健康診査の受診率が23.6%以上とに掲げておまして、直近の状況でございますが、上から順に38.9%、42.3%、4.7%、17.2%というふうになっております。

これまでの取組につきまして説明をさせていただきますと、まず と の取組についてですけれども、地域福祉活動の関係では、平成25年度に各地域でアクションプランの策定のワークショップを開催いたしておまして、地域福祉活動情報交換会を開催しております。それから、アクションプランにつきましては、26年3月に全小学校区でプランを作成いたしております。

次に、 と につきましては、25年度からシニアサポート事業を実施しまして、住民同士でサポートできる仕組みづくり、それから、ちょっとした困り事をサポートするマッチングをしております。支援を必要とする人への相談見守りにつきましては、こちらの事業の中で11校下に地域見守りコーディネーターを配置しております。

次に、 ですけども、子どもの発達・発育が気がかりな保護者への支援につきましては、25年度からピアカウンセリング、臨床心理職員による乳幼児健診時の相談を行うとともに、ペアレントトレーニングを実施しております。

それから、 、相談機能の充実と支援体制の確立では、要保護児童対策地域協議会、それから虐待防止連絡会議等を開催しまして、支援機関の連携強化を図っております。支援機関と連携したサービス調整、それから事例検討、情報交換等も実施をしております。また、孤立した人への支援を行うために、平成27年度からになりますけれども、区社会福祉協議会で見守り相談室を開設いたしまして、見守りネットワークを配置しているところです。

次に、健康づくりの関係ですが、 、 の取組につきましては、25年度から11月を港区健康月間としまして健康フェスタを開催するとともに、26年度からは団体等と連携をして健康づくりの機会や場を提供しております。

前後しますが、 につきましては、健康的な生活習慣に関する啓発支援を行うということで、健康講座（健康プロジェクトX）を開催しております。

それから、 の取組ですが、各種検診を受診しやすい環境の整備につきましては、特定健康診査、がん検診の受診率向上に向けまして複数の検診の同日実施や休日実施、啓発広報の充実に努めております。

それから、 ウォーキング等気軽にできるスポーツの普及ということでは、運動サポーターを養成して、地域健康講座の開催を行っております。

また、この間の新たな法律の施行、それから法律の改正で、ビジョンには載っておりませんが、取り組んでいる事項がございます。

その下の 1 ですが、在宅医療・介護連携の取組ということで、こちらは介護保険法の改正で27年度から取組を始めておりまして、在宅医療・介護連携推進会議の設置と開催、それから専門職向けの研修、区民向け講演会の開催を行っております。

それから 2 です。こちらも介護保険法の改正に伴う取組ですが、新しい総合事業実施に向けたモデル事業を27年度から実施しておりまして、区社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置しまして、今後、協議体の立ち上げを行う予定となっております。

それから 3、こちらも生活困窮者自立支援法の施行によりまして、生活困窮者の相談支援を行うということで27年度からくらしのサポートコーナーを設置しまして相談支援を行っております。

このような取組の成果と課題をまとめますと、一番右端の欄になります。

成果としましては、各地域でアクションプランを推進している、その結果、各地域で見守りや相談・支援ができる体制が確立している、それから、各地域で福祉課題の共有化とボランティア活動が広がっている、発達障がいのある子どもの早期発見、支援が充実した、困難事案や虐待等への対応力のアップと関係機関との連携が強化された、健康づくり活動を広げる担い手の養成が進んだ、関係機関等の協力を得て、区民が参加しやすい健康づくりの取組を展開できた等が上げられると思っております。

一方、課題といたしましては、介護保険法改正に伴いまして新しい総合事業の実施でサロン等の拠点づくり、担い手の拡大・連携というのが必要になっております。また、地域福祉のアクションプランの推進につきましても引き続き進めていく必要があります。それから、在宅医療・介護連携による継続的、包括的なサービスを提供していくためには、在宅医療・介護連携の相談窓口の設置が必要になっていくと思います。それから困難事案等への確に対応するために専門性の向上も努めていかなければならないと思っています。それから、検診の関係ですけれども、各種検診受診率の向上、それから認知症対策の充実というのが求められていると考えております。

このような状況を踏まえまして、ビジョンの見直しの視点と方向性の案といたしまして6点上げております。下の欄でございます。

まず、1点目は地域福祉活動の関係で、主体的な地域福祉活動の推進を行っていくということで、各地域主体の取組の支援と進捗の管理を行っていく、担い手の発掘・育成、それからサロンづくりなど必要なサービス提供の推進を図っていく必要があると思っております。

2点目は高齢化対策で、介護保険法の改正を踏まえまして、単身高齢者、高齢者世帯の増加に向けた対応ということで、介護予防の充実、それから新しい総合事業の実施をしていくこととなります。

それから、3点目につきましては、認知症対策ですが、認知症患者の早期診断・治療につながる仕組みをつくっていくということで、認知症支援ネットワークの充実、認知症初期集中支援チームの的確な対応が必要だと考えております。

それから、4点目は健康寿命の延伸で、壮年期からの生活習慣病の予防、早期発見ということで、1点目、健康づくりに向けた意識の啓発と担い手の発掘・育成、関係機関との連携、それから2点目としまして、がん検診、特定健康診査の受診率の向上、3点目としまして、運動習慣づくり、よりよい食生活の実践が必要だと考えております。

それから、5点目としましては、在宅医療ですけれども、在宅医療・介護連携の推進で、推進会議における取組の推進と進捗の管理を行っていくこと、それから大阪みなと中央病院との医療、介護事業者、関係機関、区役所との連携が必要だと考えております。

そして、最後、6点目になりますけれども、複合化する福祉課題への対応力の強化ということで、関係機関と連携して福祉課題に対応できる体制と専門的職員の確保、人材育成が必要だと考えておりまして、虐待対応等の福祉課題に対応できる職員を育成すること、関係機関の連携強化を図ること、生活困窮者対応の充実等に取り組むことが必要だと考えております。

**神崎子育て支援担当課長** 子育て支援担当課長の神崎でございます。座らせていただきます。

次のページの「子育て世代が魅力を感じるまちづくり」のところでございます。将来ビジョンの見直しの視点と方向性の案を説明させていただきます。

左上の子育てしやすい環境の整備に関する4つの施策として、書いてありますとおり、

から までございます。

成果目標は、保育所待機児童数をゼロとすること、そして子育てしやすいと答えた子育て世代の割合を70%以上としています。

24年度の待機児童は16人、27年度は2人となっております。ちなみに、25年、26年度は待機がゼロとなっております。いずれも4月1日現在の数値となります。子育てしやすいと答えた世代の割合は、24年度で62%、27年度は40.3%となっております。

これまでの取組のところですが、 の認可保育所の整備と開設、小規模保育事業の実施というところで、24年度からは面積基準緩和による入所枠の拡大を図りました。25年度は10人制の保育ママ事業を3カ所実施いたしました。26年9月には公募による認可保育所1カ所実施。これは第2善児園のことでございます。26年度には19人制の小規模保育事業所を1カ所開設しました。これは磯路2丁目のキングダム・キッズ磯路でございます。26年度中には27年4月からに向け3カ所の保育ママ事業所を小規模保育事業所へ移行いたしました。27年度は19人制の小規模保育事業所が1カ所決まり、28年4月から開設予定で、これは波除4丁目になります。まだ仮称の名前でございますが、はらっぱ舎というところですよ。27年度は、自主整備と言いまして、大阪市の補助は受けずに自費で建物を建設されるのですけれども、公募で認可保育所として決まった保育所が1カ所ございます。これは29年の4月開設予定で、いずれも公益社団法人子ども情報研究センターの実施ということになっております。

また、 の多様な保育サービスとして、まさに病氣真ただ中のお子さまを預かっていただく病児保育事業者を、27年度、港区で公募したんですけれども、港区での応募はありませんでした。

の子育て支援室につながりやすい体制を強化するということですが、24年度からは要保護児童対策地域協議会実務者会議を開催。以前より開催されていた港区の子育て支援機関による子育て支援連絡会を継続。26年度からは、子育て支援室、プラザ、子育て支援センター等による連絡会を実施しております。

次、 の子育て相談及び子育て支援情報の発信についてでございます。まず、区広報紙の特集号、毎年7月号になりますが、25年から作成、配布しております。24年度からは子育て支援マップを作成しております。乳幼児健診時の子育て関連情報の提供及び相談の継続もしております。子育て支援連絡会における情報発信をしております。区役所に、平成27年度からですが、利用者支援専門員を配置しまして、個別ニーズに合った情報提供と利用支援を実施しております。また、メールによる相談であればできるという方もおられますので、27年12月からはメールによる子育て相談を実施いたしました。また、平成26年からは、ハローワークと連携した子育て家庭の就労支援の強化ということで、夜間相談会を実施しております。また、ことしの2月についても実施する予定です。それと、ひとり親家庭へのメールマガジンによる支援情報の定期発信も平成26年度から行っております。27年度からは保育士のアウトリーチによる子育てサロンの相談ということも開始しております。

右の成果と課題のところでございます。

成果は、待機児童の大幅な減少、児童虐待対策の充実、子育て支援関係機関の連携が強化されたということ、あと子育て支援情報については積極的な発信ができたということです。

課題ですけれども、課題に書かれておりますのは、まず27年4月から施行された子ども・子育て新制度というのがございまして、それは保育に欠ける子どもから保育を必要とする子どもということで対象が変わりましたので、今まで以上の入所枠が必要となること、また幼稚園と保育所の両方の機能を兼ね備えた認定こども園の開設、そして、先ほど出ました利用者支援専門員を活用し、その家庭に合った子育て支援の活用を目指す必要があることから、保育・幼児教育サービスの充実ということを課題に上げております。

そして、一番下の部分ですけれども、それらの課題を踏まえた見直しの視点と方向性ということで、引き続き低年齢児の保育所入所枠を確保するという、あと幼児保育を含めた多様な保育サービスの充実を図るということ、そしてさらに、気軽に子育ての相談ができる環境の整備を図っていくということ、そして、子育て支援情報だけではなく、子ども関係情報の発信についても行っていかなければならないと感じています。また、「子育て世代が魅力を感じるまちづくり」ということで項目を設けておったんですが、今後は「『子どもの学び』と『子育て世代』を応援するまちづくり」ということで、そのような形で取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

**武智議長** ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対しましてご意見、ご質問を承りたいと思います。どうぞ、原田さん、よろしくをお願いします。

**原田委員** 保育所の問題についてのご質問をさせていただきます。

待機児童数が大幅に減ったというお話があったんですけれども、次の4月からの幼稚園への希望の願書受け付けの時期に前々日から私立の幼稚園の周辺に物すごい数の行列ができていたんです。そこら辺のことがちょっと不思議ですけれども、保育所に入りたい家庭の親御さんと、それから幼稚園に入れたい家庭とは違う希望を持っていらっしゃるということでしょうか。

**武智議長** 二、三の方から質問を受けましてお答えいただくということによろしいございますか。

**原田委員** はい。

**武智議長** 次にご質問、ご意見ありませんか。どうぞ。

**吉田委員** 子育て支援専門部会の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

病児保育の事業者の公募のことですが、応募者がなしということで、先ほどご説明がありましたように、課題のところでもなくなったわけではないと、多様な保育サービスの充実というところで補足いただきましたが、たしか26年度も応募がなかったのでしょうか。ちょっと間違えていたら申しわけございませんが、このようなことから、次年度以降どのような対応をされるのか。とりわけ病児保育とか一時保育につきましても子育て支援におきましても

かなりニーズが高いと考えております。この辺につきまして何か考えがございましたら、よろしくお願いいいたします。

**武智議長** ありがとうございます。

もうお一方どうですか。ご意見、ご質問ございましたら。

それでは、今の方々からのご質問に対しましてお答えしてください。

**神崎子育て支援担当課長** まず、原田委員の、保育所に入りたい方のニーズと幼稚園に入りたい方のニーズが違うのでしょうかということですね。

幼稚園につきましては、基本は養護者のお母様方が仕事に就いていない方、就いている方も、幼稚園に行っている間の短時間のお仕事をされている方はおられるとは思うんですけども、基本、仕事というのは希望をされていないということで、保育の認定とかというのも希望がないという形に幼稚園ではなるんですね。保育所につきましては、まさしく仕事をするためであるとか、場合によっては、介護をしなければいけないとか、ご自分がご病気なので、日中の保育はちょっと難しいという方の何らかの理由はきちりある方で、むしろ今から仕事を探すという方についても、また90日までに仕事を見つけなければ退園になるとか、ちょっと厳しい条件がいろいろついておまして、ご病気の方であれば、そういう証明書、診断書みたいな確かに病気だということとか、介護を家族でされているという方の証明もきちり出していただいて、それに当てはまる方のみ保育所に入るといようなことになりますので、幼稚園は教育的なことを望まれる方が申し込みをされて、保育所はやはり何らかの理由で保育ができないからということの入所の申し込みをされるという方に分かれるんです。

その両方を兼ね備えたところというのが認定こども園になりまして、認定こども園は働いているお母さんでも働いていないお母さんでも両方入ることができるということになりますので、今の子育て支援制度にすごくマッチをしているので、そういう認定こども園がふえたらということで国は動いているんですけども、いろいろな厳しい条件がありますので、なかなかクリアせずに、そっちに移行できないというのが現実としてあるので、それはこれからのまた課題とも思っております。

それと、吉田さんの病児保育の件ですけれども、27年度につきましては、まず24区の中で公募をしたいかどうかということをお本庁から意向確認がございまして、私たちはぜひとも港区に病児保育が欲しいということで手を挙げた次第です。もしかしたら、港区の中で病児保育をしてみたいという話も一、二ありまして、その言われている方々がもしかしたら手を挙げてくださるかもしれないという期待のもとで港区でも公募をしたいということで手を挙げたんですけれども、いろいろな手続上の部分とか経済的なものもあるのかもしれないんですけども、その時期に手を挙げるのは難しいということで、期待をしていたところからは手が挙がらなかったんです。28年度につきましても、港区はまた手を挙げるかどうかという意向が聞かれる機会も、私自身、まだその具体的なことは本庁から出てきていないんですけども、あるかと思っています。

施設型というのを今求めているんですけども、それまでは訪問型というのを本庁が進め

ていました。家に行って子どもさんを見るというのがあるんですけれども、でも、ただ、それはまだ港区までには広がっておりませんでして、たしか2つの業者が手を挙げていて、26年度が6つの区、27年度がさらに3つくらいに区を広げて訪問をして子どもたちの病気を家で見るといふことの事業をしていたんですけれども、なかなか余り人気がなく広がらない、家に来てもらうということに対する抵抗が、アンケートを取りましたらありまして、港区は24区の中でも、施設に連れていくのはいいけれども、家に来てもらうのはニーズが少なかったというのもあって、まだ港区には訪問型のは広がっていないんですけれども、できたら、訪問型というよりは、施設型のところをどなたかして下さるといふ方が手を挙げてくださればすごくいいのにと思っているんです。はっきりした今後の方向性というのはまだ出ていませんので、わかりませんが、引き続き多様な保育ということでは港区としては取り組んでいきたいと思っています。

**武智議長** ありがとうございます。

ご質問の方、大体よろしいですか。どうぞ。丹田先生、お願いします。

**丹田委員** 1枚目の右端の課題のところ、「在宅医療・介護連携による継続的、包括的サービス提供」とあり、括弧して「在宅医療介護連携の相談窓口の設置」ということを書かれておるんですけれども、相談窓口というのはイメージ的にどこに設置をして、どなたがされるみたいな構想はあるんでしょうかというのが1点目と、この在宅医療・介護連携につきまして、私余りわからないんですけれども、相談が例えば医療の場から介護の側へ相談という形が多いのか、介護の方が医療ニーズを求めて医療の側へ相談されるケースが多いのか、実態はどちらでしょうかという、2点、ちょっとお願いいたします。

**植村保健福祉課長** 保健福祉課長の植村です。

まず、相談窓口の設置についてですけれども、こちらは大阪市として現在、東成区でモデル実施をしております。28年度以降、段階的に24区に広げていきたいということになっておりまして、医療と介護の連携のためのコーディネーターさんを配置して相談をお受けするという、そういった事業になっております。現在、東成区で取り組まれているのは、医師会さんにこの事業を委託して、コーディネーターを配置して事業をやっておられると聞いております。ですので、港区としましても、28年度実施するかどうかということ、方向性を決めまして、区として実施をするという方向であれば、また福祉局と連携をしましてこの事業の公募の手続を行っていくという形になると思います。

それから2点目のご質問で、医療から介護へつなぐ相談が多いのか、それとも介護から医療につなぐ相談が多いのかということですが、現在は港区の中では恐らく医療関係者と介護関係者の方が個人的なネットワークを持っておられて、それを使いながら恐らくコーディネートしておられるのではないかなと思います。ですので、具体的にどちらが多いのかということをごちらで数字を上げてご説明するということには至っておりませんが、いろいろな場合があると思っております。退院の際には医療関係者が介護関係者と恐らくそういうやりとりをしていると思っておりますし、在宅になられている方についておられるケアマ

ネジャーさんは、例えば状態が急変したとき等の場合には、かかりつけ医のドクターともご相談をされながらまた受け入れ先を探すということで医療関係者に相談をしている、そういうことがあるのではないかと考えております。

**馬場副区長** ちょっと追加で申しましたら、相談窓口の場所のお話ですけれども、24区では大体、医師会が中心となっているところが多いんですけれども、港区の場合、1つは、大阪みなと中央病院が地域包括ケアの一つのかなめの役割をするという病院でもございますので、こちらの病院の協力というのも一定やりたいとも考えております。

それから、医療側からと介護側からのどちら側のニーズが多いのかということに関しては、在宅医療・介護連携に当たって推進会議のメンバー、推進会議には医療関係者、介護事業者、それから福祉の関係者等がたくさん入っているんですけれども、そこでアンケートをとりまして、そのアンケートの結果、やはりケアマネジャーさんであるとか、そういう相談をするときに、どこか窓口があって、そこに相談をすれば、いろんなところにつながるという一つのそういうニーズというものはかなり高いものがあるなということは結果として出ております。

**武智議長** よろしゅうございますか。

**丹田委員** はい。

**武智議長** それでは、どうぞ関連質問お願いします。どうぞ。

**坂本委員** 坂本安子でございます。

1ページ目の課題を踏まえた見直しの視点及び方向性の案のところ、高齢者対策ですが、「新しい総合事業の実施」とありますが、どのようなものかお伺いしたいんですが。

**植村保健福祉課長** 介護保険法が改正になりまして、これまで要支援1と要支援2の介護認定を受けておられる方に対してはいわゆる介護保険事業者による介護サービスを提供させていただいておりましたが、今回の改正によりまして、要支援1、要支援2の方に対して提供させていただくサービスにつきましては新しい介護予防の事業と一緒に、ちょっと組みかえがありまして、新しい総合事業という形でサービスを提供させていただくこととなります。あわせて、これまでサービス提供は介護保険事業者のみが提供できるということになっておりましたけれども、そちらに地域の例えばNPOであるとかボランティアさんであるとか企業であるとか団体であるとか、そういった方々が地域のニーズに即したサービスを提供できるようになるという、そういう形のものでございます。

**武智議長** よろしございますか。はい。

どうぞ、ご質問。はい。

**西澤委員** すみません、また同じ欄ですけれども、認知症対策のところ「認知症支援ネットワークの充実」とあるんですけれども、これは以前ももう説明されていたら申しわけないですけれども、どういうネットワークになっているのかちょっと具体的に知りたいなと思ひまして。お願いします。

**植村保健福祉課長** 現在、港区では認知症の連絡会議という会議を持っておりまして、そ

ちらでは認知症の方を支援する関係機関が参加をしております。例えば地域包括支援センターであったりランチであったり、あと医師会の先生方、それから区役所が入りまして、認知症の方の支援についてどういうふうにしていったらいいのかということのをいろいろと検討しております。実際いろいろな取組もしております、例えば認知症の方を理解するための講演会を開催したり、あと、より身近な地域でそういった認知症の相談会ができるようにということで、今年度も地域の会館等を活用しまして相談会を実施したりしております。

**武智議長** 西澤さん、よろしゅうございますか、今のご説明。

**西澤委員** ちょっと聞いた趣旨があれですけれども、ネットワークがどこからどこへこう行って……。

**武智議長** もう一遍質問してください。

**西澤委員** ネットワークのつながりというか、ここからここには報告して、そこが対処してくれるとか、簡単に言えば、どこからというふうに。

**植村保健福祉課長** そうですね。ですから、例えば包括支援センターとケアマネジャーさんとの連携ですとか、相談を受けたところが、いろんな形の活動をしている機関が集まっていますので、必要に応じてそういった機関につないでいって必要なサービスや支援を受けていただくような、そういったネットワークづくりをやっているということになります。

**西澤委員** やっぱりいろんな必要性ってあるので。

**植村保健福祉課長** はい。

**武智議長** どうぞ、ほかの方、ご質問、ご意見いかがでございますか。どうぞ、丹田先生。

**丹田委員** 今の認知症のお話ですけれども、「認知症患者の早期診断」とありますけれども、認知症患者さんを見つける仕組みというのはあるんでしょうか。

**植村保健福祉課長** これは、例えばご家族であったり、地域の方であったり、そういった方々が、ひょっとしたらこの方は認知症ではないかなということに気づいていただくということが一番早く早期診断につながるとしております。ちょっとこちらには書いておりませんが、例えば認知症サポーターを養成するということで社会福祉協議会さんが中心になって養成もしておりますけれども、認知症というのはこういうことです、認知症の方の行動の特徴はこういうことがあるんですというようなことをわかりやすくお話をして理解を深めていただくための講座を開きまして、その講座を受けていただいた方が認知症サポーターになっていただくという、そういった取組もやっております。先ほど申し上げたような地域で認知症の理解を深めるための講演会であるとか、相談会をしておりますので、そういったところで認知症の方についての理解を深めていただくということで早期の発見につながるものだと考えております。

**馬場副区長** それから、もう一つ追加で申しますと、今年度から社協さんに委託している事業の一つで見守りネットワーク強化事業というものがございまして、その中にも認知症の対策というのがございます。何をしているかといいますと、協力していただける事業者、認知症の方、その方ちょっと認知症かなと思われる方がいらっしゃいましたら、それを連絡い

ただ事業者をまず募集しておりまして、そういう協力していただける事業者であれば、そこに対して実際にそのご家族の方で認知症の例えばお父さん、お母さんがなくなったよというときに連絡をいただければ、その方に関する個人情報を登録されている事業者に配信して、個人情報に関してはあらかじめ同意をいただいております。その方に関する情報をメールで配信して、協力していただける事業者さんの近くにその方が歩いていないかな、ちょっと見ていただいて、発見をすれば、すぐに通報いただいで早期に見つかるということが可能になるような仕組みというものも今年度からつくっているところでございます。

**武智議長** どうぞ。

**丹田委員** 健康づくりにしても、そういう認知症の周知にいたしましても、やはりより多くの区民の皆様方に知っていただくということが大事だと思うんですね。そういう啓発活動というのはもっと、講演会をやって、来なさいとかというんじゃなくて、やっぱりそういうお話を地域に持っていくという、何かそういったものが要るんじゃないかなと自分は思っています。特に私は歯科医師会なので、歯ですね、歯の健康に関することにつきまして、うちの会では次年度、28年度については、各地域あるいは団体等で勉強会を開催したいという要望があれば、いつでも人を派遣して、そこで講習会をさせていただこうかなと、そういった事業を考えております。それから、やはり周知・広報ということは、ちょっとしんどいですが、ローラー作戦でやらないと、なかなか広まらないのではないかと思います。

**植村保健福祉課長** 貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

**土田委員** 港区医師会の土田でございます。

今の丹田先生の発言、そのとおりでございまして、認知症も、もう3年、4年になりますけれども、少しずつ講演会とか研修会などをやっております。そして、去年、2年ぐらい前から各小学校地域に少しずつ広がっていきこうというような形で続けていっていると。今そういう状況ですので、歯科医師会ともども一緒にまたやっていきたいなと思っています。

それと、今聞いたところで、要支援1と要支援2の扱いですが、これは来年度からというが、28年度、もう一度ちょっと細かくお話をお聞かせ願いたい。全然、今のとは異なってくるような感じがするんですが、どうでしょうか。

**植村保健福祉課長** 大阪市としましては、29年4月から総合事業を本格的に実施するということになっております。これまでの要支援1、要支援2の方へサービス提供をしておられる事業者さんがなくなるということではございません。ただ、今の基準よりも緩和した基準で新たにそういったサービス提供に参入していただけるという形をとっていくことになると思うんですけれども、その辺りの基準についてはちょっとまだ詳細はわかっておりません。

それと、介護予防事業と新しいくりで新しい総合事業ができますので、今まで介護保険のサービスとして提供されていなかった認知症の細々としたちょっとした困りごとですよね、大きな椅子を動かしてほしいとか、電球が切れたけれども、かえてほしいとか、ちょっと通院の付き添いをしてほしいとか、そういったことについては地域の中で例えばボランティアさん等のお力もかりながらそういった手助けをしながら、介護保険サービスも利用しながら

在宅での生活を支えていこうという、そういった流れになっていくということになります。

**土田委員** 今の要支援1、要支援2の今抱えている一つの大きな枠がありますよね。認定委員会で決まってくる支援というものが、その中身が少しずつ変わってくると考えていいんですか。

**植村保健福祉課長** 要支援1、2の方のサービスで福祉用具であるとか、訪問看護、そういったサービスを受けておられる方のサービスは今までどおりになりますけれども、ヘルパー訪問介護、通所介護の事業については新たな形でサービスを提供していくことになるということになると思います。

**土田委員** 新たなというのはボランティア的な感じということですか。

**植村保健福祉課長** も含めてです。ですから、これまでの事業者さんを全くなくすということではないです。今までの事業者さんのサービス、プラスもうちょっと事業者の認定の基準を緩和した形の事業者さんというか、担い手さんがそういうサービス提供を担っていただけるような形をとっていくということになると思います。

**武智議長** ありがとうございます。

いかがですか。どうぞ。

**坂本委員** それは28年4月からですか。

**植村保健福祉課長** 29年4月からの予定です。

**武智議長** どうぞよろしくお願いします。

ご質問、ご意見いかがですか。

**川上総合政策担当課長** 議長、すみません。

**武智議長** はい、どうぞ。

**川上総合政策担当課長** 議題1にもう一つ福祉計画の改定の案がございまして、そちらの説明もちょっとご説明させていただきます。

**武智議長** はい、どうぞ。

**川上総合政策担当課長** あわせてご意見いただければと。

**武智議長** はい。それでは、してください。

**植村保健福祉課長** 当日配付資料の - 3をごらんいただきたいと思います。 - 3になります。

こちらは港区地域福祉計画の改定について（案）という資料でございます。

現在の港区地域福祉計画ですが、平成25年3月に策定をしております。計画期間3年ということで、この28年3月末で計画期間が終了になります。今回、地域福祉計画につきましても改定をしていきたいと思っております。

また、改定の背景といたしましては、1つ目は港区将来ビジョンの改定でございます。それから、2点目は、地域福祉に関連する新たな法律がこの間幾つか施行、改正をされておまして、例えば25年4月には障害者総合支援法が施行され、26年10月には子ども・子育て支援法が施行され、27年4月には生活困窮者自立支援法が施行されております。それから27年

4月には介護保険法が改正になりまして、こちらも施行されております。このような高齢化がますます進展する中で、地域包括ケアシステムの構築、それから新しい総合事業の実施が求められております。

それから3点目ですが、地域福祉を取り巻く環境の変化ということで、次の資料、別紙資料をごらんいただきたいと思います。

こちらにはちょっと統計資料等も載せておりますけれども、まず高齢化につきましては一層進展をしております、港区では高齢者人口も増加をしておりますし、高齢化率は26年10月、26.5%ということで、4人に1人以上が65歳となっております。また、高齢化に伴いまして認知症の高齢者も増加しております。

一方で、少子化も進んでおります、人口1,000人当たりの出生率というのは、22年と25年を比較しますと、やはり出生率は減少しております。

それから、障がい者の自立支援の関係ですけれども、身体障害者手帳、療育手帳、それから精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加を続けておりますけれども、とりわけ精神障害者保健福祉手帳所持者数というのは大きく増加をしております。

それから、次、虐待、セルフネグレクト等の課題の増加ということで、高齢者虐待、障がい者虐待、DV相談、児童虐待の相談件数はこのような状況になっておりますが、とりわけ児童虐待の相談件数というのは非常に多くなっております。

それから、健康づくりの関係では、健康寿命ですけれども、こちらは男女とも大阪市の平均より下回っている状況でございます。それから国民健康保険に加入をされています40歳以上の方を対象としました特定健康診査、こちらの受診率は26年度17.2%ということで、24区中24位の数値となっております。

またもとの資料に戻っていただきたいと思います。

このように、改定の背景、3点ございまして、それから改定の方針といたしましては、こちらも3点ございまして、将来ビジョンの改定内容を踏まえた改定、それから法律の施行・改正及び制度改正に伴う改定、そして3点目、計画の進捗状況及び地域福祉の課題を踏まえた改定、こういった3点を改定の方針として上げております。

主な改定内容につきましては、まず計画期間、計画目標等を改定したいと思っております。

それから、2つ目には、法律の施行・改正等に伴う新規事業については、追加をして記載をしていきたいと思っております。

それから、3点目につきましては、計画の進捗、それから地域福祉の課題を踏まえた取組につきまして改正をしたいと思っております、こちらに書いているような内容を考えております。

それから、4点目につきましては、その他ということで、現行の計画でわかりにくい表記もちょっとございまして、そちらを改正したいということと、重複して記載している部分もございましたので、そちらを整理したいということ。それから具体的な取組につきましては、主体をわかりやすくするために、共助と公助に整理をして記載をしたいと思っております、

そちらの具体的な骨子が事前配付資料の - 4 となりますので、 - 4 をおあげいただきたいと思います。

**植村保健福祉課長** こちらの事前配付資料 - 4 でございますが、今申し上げたような考え方で整理をしまして、次期地域福祉計画の改定の骨子の案を作成しております。左側が現行の計画の骨子となっております、右側が改定案の骨子となります。

矢印をつけております現行の計画の骨子が新計画ではここに行く。それから、一部組みかえをしたり、並べかえをさせていただいておりますし、右側の改定案の中には新しい項目を新規ということで追加させていただいております。

新しい改定案の第4章「施策の展開」につきましては、先ほども申し上げましたように、主体を明らかにするということで、共助の取組と公助の取組とに分けて記述をしたいというふうに考えております。

事前配付資料の - 4 の次には - 5 という資料をつけさせていただいているんですけども、この資料は前回の福祉部会でもご説明をさせていただきました現在の地域福祉計画の進捗状況でございます。参考につけさせていただいておりますので、今回は説明は省略をさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

**武智議長** ありがとうございます。

それでは、ご質問を承りたいと思いますが、いかがでございますか。今のご説明に対しましてのご意見、ご質問ございませんか。よろしますね。よろしますか。ご質問ございませんね。はい。

**植村保健福祉課長** すみません。今ご説明しましたのは、骨子の案ということですので、これをもとに3月の福祉部会の中ではもう少し肉づけをした改正案をまたご説明させていただきまして、ご意見を頂戴したいと考えております。

**武智議長** それでは、時間の都合もございまして、次の議題2に移らせていただきます。平成28年度港区運営方針（案）の関係について、事務局から説明してください。

**植村保健福祉課長** 続きまして、議題の2の平成28年度港区運営方針（案）についてご説明をさせていただきます。資料につきましては、当日配付資料の となっております。よろしいでしょうか。

まず、経営課題3の「健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」では、2つの戦略と7つの具体的取組を行います。

まず、戦略1「地域福祉の推進」では、5つの取組を行います。

1つ目、地域福祉アクションプランの推進支援では、アクションプランが地域で根づき着実に推進されるように、引き続き区社会福祉協議会と区役所が連携して支援を行います。28年度につきましては、各地域で住民懇談会を開催する予定にしておりまして、業績目標としましては住民懇談会の開催校下を11校下としております。

次に、2つ目の具体的取組、高齢者等要支援者の見守り支援につきましては、こちらはシ

ニアサポート事業を実施して全校下に地域見守りコーディネーターを配置し、困り事のマッチングを行うなど、住民主体の福祉コミュニティづくりを推進してまいります。要援護者の情報につきましては、ネットワーク委員、それから民生委員に提供するとともに、新たな見守り協力事業者の登録、育成を進めて、地域の見守り体制の強化を図ってまいります。業績目標としましては、見守り協力事業者さんへの研修会を2回開催したいと考えております。

**神崎子育て支援担当課長** それでは、3の乳幼児発達相談事業の強化・発達障がい児の養育者支援事業については、神崎から説明いたします。

これは障がいのある方にとっても住みやすい区を目指すために発達障がいに係る相談事業で、4年目になります。発達障がいがある、あるいは発達障がいを疑われる子どもと養育者に対しまして乳幼児健診時に臨床心理士などによる心理相談を実施しておりまして、毎年180人近い方々の相談を受けております。これは速やかに医療につながる相談を受けることができ、早期の療育や適切な保育、教育などにつながるまで専門的な支援を受けるという事業でございます。

また、障がいをお持ちの子どもさんを育ててこられた親でつくられたNPO法人「チャイルズ」に面接を依頼し、年間7回、1回につき2組までの親に対し生活上のアドバイスや注意すべきことなどの情報提供や相談に乗っていただき、仲間同士共感し支え合うという意味で「ピアカウンセリング」と呼んでいます。基本、子育て支援室のメンバーであります家庭児童相談員が担当しているケースのうちで養育者が子どもの障がいを受容できているケースで「ピアカウンセリング」を受けたほうがよいと判断されるケースや、新規に申し込まれました場合でも、家庭児童相談員の事前面接を行いまして、「ピアカウンセリング」を受けるために養育者が子どもの障がいを受容できているかどうかを見きわめ、できている方のみおつながります。5月には講演会を実施する予定です。

業績目標としましては、相談できる場を利用したことで不安が軽減されたと答えた養育者の割合を昨年度の70%から80%に引き上げを目指します。

続きまして、児童虐待防止の取組のところでございます。4になります。

虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関がその子どもなどに関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応することが重要です。そこで、子育て支援室、小学校・中学校の部門、教育委員会、こども相談センター、公立保育所代表、区役所の生活保護と保健師の部門、そして、助言をいただくために、虐待防止協会の協力もいただき、「要保護児童対策地域協議会」を置き、毎月1回、「実務者会議」を開催しています。その中で情報の共有と的確な対応と支援を協議しまして役割分担を行い、ケースの進捗管理をしています。また、年に2回は定例会議に加え全ケースを見直す会議というものもしております。さらに、詳細な対応を協議する必要があるケースにつきましては、そのケースにかかわる機関、地域であれば民生委員様や主任児童委員様にも参加いただき、「個別ケース検討会議」というものを開催しておりますが、近年は障がいを抱える子どもや養育者が多くなっていることから相談支援専門員や支援をするサービス業者も参加した会議が見られ

るようになりました。

28年度におきましても、29年2月から3月にかけて子育て関係機関が集まり児童虐待防止や子育て支援に関する講演会の開催を予定しておりまして、その際のアンケートで理解が深まった割合の80%を目標とし、60%以下であれば講演会を再構築することとしております。

27年度の実績につきましては、書かれてあるとおりです。

**植村保健福祉課長** 次に、5つ目として、こちらは新規になりますけれども、在宅医療・介護連携の推進を図ってまいります。28年度の取組ですけれども、疾病を抱えても住みなれた地域で自分らしい生活が続けられるように、医療・介護の関係者が連携して取組を進めてまいります。在宅医療・介護連携の推進会議につきましては3回開催をし、専門職向け研修会を1回、それから一般向け講演会を1回開催したいと思っております。業績目標につきましては、一般向けの講演会に参加された方が在宅医療と介護について理解できたという割合が70%としております。

続きまして、戦略の2「区民の健康増進と生活環境の改善」です。

こちらは具体的取組を2つ掲げておりまして、1つ目の区民の健康増進につきましては、これまで養成をしてきました運動サポーターさんと協働しまして、健康づくり講座を区内全域に広げて11月の健康月間に健康づくりイベントを開催します。また、業績目標としましては、健康月間に健康づくりの取組協力を得た団体等を17団体としております。

それから、具体的取組の2つ目は、がん検診・特定健康診査の受診率の向上でございます。こちらの受診率向上の取組につきましては、区の広報紙、それからホームページ等によります健診日程の周知ですとか啓発活動、また健診の休日開催をふやすということで取組を行ってまいります。がん検診につきましては年間20回、それから特定健診につきましては年間10回実施をいたしまして、業績目標としましては、保健福祉センターで実施をするがん検診、これは胃がんの検診になりますけれども、その受診者数を1回50人といたしております。

**神崎子育て支援担当課長** 経営課題4の「子育てしやすい環境の整備」の項目の1-1) 保育所待機児童への対応について説明させていただきます。

0、1、2歳の低年齢児の保育所入所枠を確保するために、19人制の小規模保育事業所を少なくとも1カ所以上立ち上げることを目標としております。また、27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されておりますが、新制度におきましては、先ほど言いましたように、保育に欠ける子どもから保育を必要とする子どもが対象となりますので、親の働き方にかかわらず子どもに良好な養育環境を保障しまして、在宅の子どもに対しては地域の子育て支援の中からその家庭のニーズに合った情報を提供していくことになりました。保健センターでは27年4月から「利用者支援専門員」を配置しておりますが、28年度も配置し、「子育てしやすい環境の整備」を目指し情報提供していきます。

続きまして、2) 子育て支援情報の提供・ネットワークづくりの支援です。

子育てをされている方をサポートするために子育て支援情報を的確に提供すること、また乳幼児健診時に状況に応じた情報提供、相談や支援を行っています。状況により家庭訪問も

行います。24年度から作成しております「楽育子育てマップ」は、29年3月に4,000部作成し、30年4月から配布していく予定です。マップにつきましては、母子手帳交付時、出生届のとき、1歳半と3歳児健診の際に配布し、3階窓口での情報提供の際も活用しています。前回、吉田委員からも、よりマップを多くの方に配布できるような工夫をとということでしたけれども、吉田委員の意見とかもいろいろ取りまとめながら、どういうふうに有効的に、どういう場所で配布していったらいいかということは引き続き検討していきたいと思えます。

取組といたしましては、書かれておりますとおりです。

業績目標といたしましては、今後アンケートを実施し、子育て世代のうち区が提供している子育て情報が役に立ったと答えた区民の割合を昨年の70%から80%に引き上げ、目標を目指します。また、在宅で子育て中の家庭を見守り支援するために、引き続き月1回の「子育て支援連絡会」を開催し、連携と情報共有を行います。

以上です。

**武智議長** ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきましてご意見、ご質問がございましたら、承りたいと思えます。どうぞ。

**吉田委員** 2枚目になります。地域福祉の推進の4番、児童虐待の防止の取組についてのところで、先ほど別紙資料でもご説明いただきましたが、深刻な課題の増加、セルフネグレクト等ですね、これで児童虐待の相談件数が26年度は171件ということで、かなり多くなっている。伸び率としてもかなりあるのかなと思えます。こんな中で昨年12月からメールにての相談もされたということになっておりますので、その辺の影響から28年取組の内容を何かしら考慮したものというのはいかがでしょうか。

**武智議長** どうぞ。

**神崎子育て支援担当課長** 急激に伸びているというのは、急に港区で虐待相談件数が伸びたのではなくて、やはり今までは拾え切れていなかったと私たちは思っています。子育て支援室を保育所だけでなく、幼稚園や小学校、中学校、あるいは高校などに周知することによって、今は何かあれば「子育て支援室」にまずは相談しようという仕組みができ上がりつつあるのと、あと関係機関の連携が港区はすごくしっかりしておりますので、そういうところからもいろんな相談とか情報をいただけるということがあって、伸びている結果だと思えます。ただ、係員や係長の異動がある場合は、今の「子育て支援室」のレベルをどれだけ維持できるかということは今後の課題ではありますが、それでも今か今以上の件数が相談として上がってくるのではないかと考えています。

そもそも、メール相談といえますのは、原田委員から一度、こういうのがあったら閉じこもりのお母さんたちにすごくいいなということでお伺いしたことがあって、唯一、北区ですかね、やっているんですけども、そういうことができないかということで、いろいろまた考えて始めさせていただいたんです。今のところ、メール相談がないほうがいいんですけども、ないということが落ちついているということにはなるんですけど、周知が足りないとい

うことも確かにあります。各関係機関に結びつかない人たちをどうやって拾い上げるかというのが一番の課題なので、メール相談の周知や広報をしっかりとしていきます。あと地域の方々のお力をおかりして、連携をして、結びつかない人たちを発掘していければと思っています。その体制が28年度はますます進んでいかなければいけないと思っています。

**武智議長** 吉田委員さん、よろしいでしょうか。はい。

ほかに。どうぞ。

**上田委員** 1ページ1の1)と2ページの5)、4ページの1)、「予算算定額：-千円」という、これは予算ないということですか。

**武智議長** それね、今質問されておりますけれども、印刷の間違いであると。どうでしょうかね。非常に目につくんですよ、これ。

**植村保健福祉課長** すみません、1番のアクションプランの推進支援につきまして、これは人件費で予算計上している部分ですけれども、実際には人件費としては予算はないということになります。

それから、5番の在宅医療の関係ですけれども、こちらは区役所の予算ということではなくて、局の予算で予算配賦を受けてやっておりますので、まだ確定をしていないということでバーを入れさせていただいております。

**武智議長** 上田さん、今の説明でよろしいか。

**上田委員** もう一つ。

**植村保健福祉課長** それと、あと保育所の待機児童の部分ですけれども、これも予算については本庁で管理をしている部分ですので、特にここには予算ということで上げておりません。

**上田委員** わかりますけれども、書いてあることというたら、金が要るはずやなと思っていたので。

**武智議長** どうぞ。

**馬場副区長** すみません。予算の仕組みがちょっとややこしくて多分戸惑われているといえますか、資料としてわかりにくいんですけれども、特に保健福祉分野の予算というのは必ずしも区役所予算ではなくて局に予算がついているものが実は多くございまして、ここに書いてあるもの以外にも、高齢者の対応であったり、障がい者の対応であったり、いろんな法に基づく対応は、実際予算がかかっているんですけれども、全て局の予算で、実際に執行しているのは区福祉センターでその予算を使っているという現状がございまして。

保育所にしてももちろん、新しい小規模保育をつくろうと思えば、予算が必要ですがけれども、それは局についておりまして、それについては局の予算で実行するという理解でございます。地域福祉アクションプランの推進についても、これは社協さんに実は局から交付金という形で地域福祉活動の推進に係る予算というのが実はついております。区役所としては独自の予算を持っているわけではなくて、先ほど課長が申しましたように、地域福祉担当の職員が区社協さんと連携しながら推進をしていっているという状況でございます。

**武智議長** いいですか。

常識的にはこの予算の額がどこの辺までが区役所あるいは本庁かちょっとわからんので、初め私もこれは区役所のいわゆる区長の采配権のある金の配分の予定かなと、こう思ったんですが、そうじゃないんですね。はい。

**田端港区長** ご意見ごもっともでございます、局予算とか、わかるように今後は表示するように工夫いたします。

**武智議長** ほかには出ませんか。どうぞ。ございませんか。

それでは、時間の都合もございますので、今までの報告などありましたら、ございませんか。

それでは、時間の都合もございますので、次の議題に移らせていただきます。

**植村保健福祉課長** では、議題の3のその他につきまして説明をさせていただきます。

まず、1点目は生活支援コーディネーター配置事業の進捗についてということで、資料は事前配付資料の になります。よろしいでしょうか。

こちらの事業は、先ほど何回か新しい総合事業はどういう事業なのかというご質問を受けておりますけれども、その総合事業についての取組になります。

平成27年4月に介護保険法が改正されまして、それが施行されまして介護予防・日常生活支援総合事業が規定をされております。先ほど申し上げましたように、平成29年4月までにこの新しい総合事業へ移行・実施するということになっておりまして、大阪市におきましては、総合事業の実施に先立ちまして、27年度から港区、鶴見区、住之江区の3区で生活支援コーディネーターをモデル的に配置をしまして、この事業を実施しているところです。この事業におきましては、地域資源の開発ですとか関係者間のネットワークの構築、地域のニーズに応じた多様なサービス提供主体を確保するための調整などを行っております。

港区における進捗状況ですけれども、2の(1)ですが、まず地域資源の活用や資源開発のための調査を行っております。調査項目につきましては、ここに書いてございますように、非常に多岐にわたっているんですが、実際コーディネーターさんが徒歩で区内を回って調査をされていまして、各地域の地形であるとか交通、資源、それから住宅の形態、住民の方の買い物先であるとか、商店街、銭湯などの生活環境、それから地域で実施をされている小地域の活動、サロン等ですね、活動の中身、それから衣食住について活用可能な場所、介護サービス等の提供事業者さん、それから地域住民への聞き取り、こういったことをしまして、今情報を取りまとめているところです。

(2)地域資源のネットワーク化及びサービス実施情報の提供・周知と書いておりますけれども、先ほど申し上げました調査に基づきまして得られた情報を取りまとめまして、3月を目途に冊子を作成する予定になっております。その冊子につきましては、今後、関係機関で使っていただく、それから区民の皆様へ配布をするということを検討していきたいなというふうに思っております。

それから、3点目ですけれども、協議体の設置ということで、区内の生活支援サービスの

担い手さんに集まっていただきまして情報交換を行う協議体を設置したいと思っております。第1回目の会議を来月2月19日に開催する予定にしております。参加をしていただく予定の団体等につきましては、参加予定と書いておりますこちらの団体となっております。

コーディネーター配置事業の説明については以上になります。

あと、情報提供ということで2点ございまして、引き続きご説明してもよろしいでしょうか。

**武智議長** はい、どうぞ。お願いします。

**植村保健福祉課長** ありがとうございます。

次、情報提供ということで、次にチラシをつけております。事前配付資料の になります。こちらは在宅医療・介護連携推進セミナーということで、2月18日の木曜日に区民センターで「これからも自分らしく暮らそう」をテーマにセミナーを開催いたします。こちらは多根総合病院の副院長の刀山先生と港区で開業をされておられる塩見先生にご講演をいただきます。在宅医療につきまして理解を深めていただきまして一緒に考えていただく機会となると思っておりますので、たくさんの方にご参加いただきたいと思いますので、また周知等につきましてご協力をいただきますようお願いいたします。

それから、一番後ろに赤いチラシをつけております。こちら、またことしも開催になりますけれども、2016年の国際親善女子車椅子バスケットボール大阪大会が、2月12日、13日、中央体育館で開催をされます。こちらも多くの方にご観戦をいただきたいと思いますので、また周知とご協力いただきますようによろしく願いいたします。

以上でございます。

**武智議長** 今ご報告がございましたが、何かご質問ございますか。

本日は大分寒い日で、時間もまだちょっとは余っておりますけれども、特に何か当局からまだ報告ございますか。

**植村保健福祉課長** 特にございません。

**武智議長** ございませんか。

皆さん、ご質問、ご意見はいかがですか。特にございませんか。

ないようでしたら、9時までの予定が8時半ですが、非常にご熱心に前向きなご検討をしていただきまして、活力のある区政会議ができました。心から感謝申し上げます。

議事運営につきましては、以上をもちまして終わらせていただきます。

それでは、閉会を副議長の近江さんからお願いしたいと思います。

**近江副議長** 失礼いたします。

本日は寒い中お越しいただきまして、本当にありがとうございます。

活発なご意見をいただきまして、これからいろいろ検討して、また役所とも相談しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

この27日にまた7時から全体の区政会議がありますので、そのときもご参加よろしく願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

川上総合政策担当課長 すみません、それと、あさっての全体会議の資料を本日お持ち帰りいただきたいと思いますので、お渡しさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

禿保健福祉課長代理 長時間にわたりご議論いただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、本日の港区区政会議第3回の福祉部会につきましては、これをもって終了させていただきます。

ただいまお手元に27日の全体会議の資料をお配りさせていただいておりますので、そちらお持ち帰りいただきますようよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。失礼いたします。